



「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する条例」の改正概要

占有者の責務

緊急輸送道路沿道建築物（以下、「沿道建築物」という）の占有者は、沿道建築物の所有者が行う耐震化の実現に向けて、協力に努めるものとします。

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者の努力義務

- ① 特定緊急輸送道路沿道建築物（以下、「特定沿道建築物」という）の所有者は、占有者に対して、地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければなりません。
- ② 特定沿道建築物の所有者は、占有者に対し、地震に対する安全性の基準に適合しない建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければなりません。



占有者への指導及び助言

- ① 知事（特定行政庁）は、指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対して、耐震化に関する情報を提供する等の必要な助言することができます。
- ② 知事（特定行政庁）は、指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対して、耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言することができます。

